

松前町避難所開設・運営マニュアル

(新型コロナウイルス感染症対策編)

松前町

令和2年8月

はじめに

新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する一方、災害はいつ発生するか分かりません。自然災害が発生し避難所を開設する場合、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、各指定避難所では感染症対策に取り組む必要があります。

また、町では、避難所での人の密を避けるため、可能な限り多くの避難所の開設に努めますが、避難者自身も、安全な場所の親戚や友人宅など、避難所以外の場所も事前に検討しておく必要があります。

このマニュアルは、各指定避難所における感染症対策を示し、避難所担当職員、施設管理者及び避難者（自主防災組織等）の三者が協力しながら、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減する避難所運営を図ることを目的としています。

なお、このマニュアルは、令和2年8月時点の情報に基づいて作成しています。今後の新型コロナウイルス感染症の新たな知見等を踏まえて、内容を見直すことがあります。

I 総則

1 マニュアルの基本方針

避難所では、避難者自身が基本的な感染予防対策を徹底するとともに、感染症の集団発生を予防するための環境整備と避難者の健康管理を行います。

- (1) 避難者等は、こまめな手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染予防対策を徹底するものとします。
- (2) 避難所では、窓を開放するなど換気（1時間に2回程度）を行うとともに、世帯ごとの避難スペース及び間隔を十分に確保し、三密（密閉・密集・密接）を回避します。
- (3) 避難所では、避難者を中心に関係者が協力して、定期的に清掃を行い、トイレや手洗い場等の共有スペース、ドアノブや手すり等のよく触れる場所の消毒を行います。
- (4) 発熱や咳などの症状がある避難者に対しては、専用スペースを確保し、他の避難者との接触を可能な限り減らします。
- (5) 避難者名簿の登録時には、避難者の体温測定と健康チェックを行います。また、避難中も定期的に体温測定と健康チェックを行い、避難者の健康管理を行います。
- (6) 新型コロナウイルス感染症は、誰もがかかる可能性があります。発熱や咳などの症状がある避難者への偏見や差別を生まないように配慮します。

2 マニュアルの構成

このマニュアルは、松前町避難所運営マニュアルを補完するものとして、避難所開設・運営の中で、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために必要な注意点や対応を示しています。

II 指定避難所の開設

指定避難所の開設準備に当たっては、避難所担当職員、施設管理者及び避難者（自主防災組織等）は、従来の避難所開設手順に加えて、より重点的に感染症対策を実施する必要があります。

1 感染症対策を考慮したレイアウト設定（資料1-1～1-3参照）

(1) 一般居住スペースの確保等

- ア 「三密」（密閉・密集・密接）を防ぐため、各世帯の避難スペースを可能な限り確保し、世帯ごとに2メートル以上（最低1メートル以上）の間隔を空けます。
- イ 施設管理者と協議のうえ、教室や会議室なども積極的に活用します。
- ウ 避難者同士が可能な限り交差しないような動線の確保に努めます。
- エ 換気が行えるよう、ドアなどの前に物資を置かないようにします。

(2) 要配慮者スペース等の確保

- ア 必要に応じて高齢者や障がい者などの要配慮者が滞在するためのスペースを確保します。

(3) 発熱、咳等の症状がある人、濃厚接触者のための専用スペース等の確保

- ア 発熱、咳等の症状がある人や濃厚接触者の個室又は専用スペースを選定します。
 - イ 体育館に滞在する場合には、間仕切り（パーテーションなど）や簡易テントを使用して独立した専用スペースを設けます。
- (4) 定期的な換気のため、窓が最低一か所以上ある空間を確保します。
 - (5) 専用スペース等は、テープにより境界線を設けるなど、一般居住スペースとの行き来が行えないようにします。
 - (6) 可能な限り、専用の水洗トイレや仮設トイレ又は簡易トイレ等により、他の避難者と交わらないような動線とします。
- ※ 発熱、咳等の症状がある人を、同じ個室にすることは望ましくありません。

2 避難者の受付・健康チェック方法

(1) 受入れの準備

- ア 避難所の出入口前に受付を設置します。
- イ 避難所入口が混雑しないよう、受付や体温測定をする場所を出入口の最も外側に設置する等の配慮をします。
- ウ 受付に、マスク、非接触型体温計、アルコール消毒液、使い捨て手袋などの感染症対策用品を準備します。
- エ 避難所に入出入りする人を確実に把握するため、入口を1か所に限定します。
- オ 受付を待つ列を作る場合には、2m間隔を空けて並ぶ態勢に誘導します。

(2) 避難者名簿の記入、健康チェックの実施

- ア 受付では、避難者に体温測定をしてもらい、世帯などの代表者には、「避難者名簿（様式1）」に加え、「避難所入所時健康チェックリスト（様式2）」を記入してもらいます。
- イ 避難者の体温測定は、「避難所入所時健康チェックリスト」の記載の前に行うか、列に並んでいる間に行うなどの工夫を行い、体温測定の場所が三密にならないようにします。

3 発熱、咳等の症状がある人、濃厚接触者への対応

(1) 発熱、咳等の症状がある人

- ア 受付時の健康チェックの際、感染症を疑う発熱、咳等の症状があった場合は、専用スペース等に誘導します。
- イ 誘導後は、災害対策本部に収容人員や状況等の連絡を入れます。災害対策本部は、状況に応じて、医療機関受診につなげるなど適切な対応を行います。

(2) 濃厚接触者等

- ア 受付時の健康チェックの際、濃厚接触者であると申出があった場合は、専用施設に誘導します。
- イ 誘導後は、災害対策本部に収容人員や状況等の連絡を入れます。災害対策本部は、状況に応じて、中予保健所と連携し、適切な対応を行います。

※濃厚接触者等とは

新型コロナウイルス感染症と診断された患者と接触があった者や、入管法に基づく感染流行地域等からの入国者であり、保健所から自宅待機を求められている者

4 避難者への感染予防対策の周知・徹底

- (1) 避難者の受入れ時には、避難者が注意すべきことを、「避難所の感染予防対策について（資料2）」等を活用し、説明を行います。
- (2) 避難者の感染予防対策の実施に関する各種ポスター（資料3）を、避難所のよく見える位置（出入口、掲示板、通路、トイレ、手洗い場など）に掲示します。
- (3) 避難者に周知・徹底する感染予防対策は、次のとおりです。
 - ア 避難所では、可能な限りマスクを着けましょう。
 - イ 避難所や各部屋に出入りする時は、手指消毒をしましょう。
 - ウ こまめな手洗いや咳エチケットの実施を徹底しましょう。
 - エ 他の避難者との距離を十分に保ちましょう。
 - オ 体調がすぐれない方は、避難所担当職員に申し出ましょう。
 - カ 居住スペースの清掃・消毒は各自で行いましょう。
 - キ 共有スペース（トイレや手洗い場等）や、よく触れる場所の清掃・消毒に協力しましょう。

III 避難所の運営

避難者等は定期的に健康チェックを行うとともに、避難所に配備しているマスク、消毒液、使い捨て手袋、体温計などを活用し、適切な感染症対策を行うことで、感染症の拡大を防止します。

1 施設管理者、避難者（運営スタッフ）、避難所担当職員の健康チェック

避難所運営に従事している方は、朝・夕の2回、必ず体温測定と健康チェックを行い、体調不良の場合は、代わりの人に業務をお願いします。

2 避難所内の感染予防対策の実施

「感染症対策のチェックリスト（様式3）」を参考に、避難所内の感染予防対策を継続して行います。また、運営スタッフの交代がある場合は、感染予防対策の実施状況を確実に引き継ぐこととします。

3 避難者の状況把握、健康管理の実施

「健康管理チェックリスト（様式4）」により、避難者全員に自ら健康チェックを行ってもらい、症状が現れた場合は、避難所運営スタッフ等に速やかに申し出るよう周知します。症状がある避難者等が発生した場合には、次の「4 避難者に発熱、咳等の症状が出た場合の対応」に沿った対応を行います。

4 避難者に発熱、咳等の症状が出た場合の対応

発熱、咳等の症状がある避難者が発生した場合には、専用スペース等に誘導します。誘導後は、災害対策本部に収容人員や状況等の連絡を入れます。災害対策本部は、状況に応じて、専用スペース等の確保や医療機関受診につなげるなど、適切な対応を行います。

※ 医療機関への搬送などにより退所した後は、滞在していた避難スペース、共有スペースの清掃と消毒を行います。

※ 参考：新型コロナウイルスの感染が疑われる場合の対応

5 災害対策本部への報告

(1) 1日2回（朝・夕）、「健康状態集計シート（様式5）」を作成し、災害対策本部に報告します。

(2) 避難所の感染症対策用品が不足する場合には、災害対策本部に物資の要請を行います。

6 具体的な感染症予防対策の方法

(1) こまめな手洗いや手指消毒の実施

ア 流水で手洗いをすることで、手に付着した細菌やウイルスを洗い流します。

イ 石けんを使用することでウイルスの膜を壊し死滅させる効果が期待できます。

ウ 手洗いが困難な場合は、手指消毒用アルコールの使用が効果的です。

手洗いのタイミング	避難所での注意事項
手が汚れた時、多くの人 が触れたと思われる場所 を触った時、咳・くしゃ み・鼻をかんだ時、配布 等の手伝いをしたとき、 炊き出しをする前、食事 の前、症状がある者の看 病や家族・動物の排泄物 をとり扱った後、トイレ の後 など	液体石けんを配置し、流水で手洗いができる場所を確保します。
	固形石けんは、石けんの表面にウイルスが付着し感染を拡大させる可能性があるため使用しません。
	手洗い後は、ペーパータオルなどを使用して手を拭き、乾燥させます。
	布やタオルの共用はせず、ペーパータオルか個人用タオルを使用します。
	液体石けんのボトルは、定期的に消毒を行います。
	液体石けんや手指消毒用アルコール、ペーパータオルが不足しないよう定期的に補充します。
	流水で手洗いすることが困難な場合は、ウエットティッシュなどで汚れを拭き、手指消毒用アルコールを使用します。
	避難所内には可能な限り、多くの場所に液体石けん、手指消毒用アルコールを配置します。
手洗いの方法や手洗いのタイミングの周知のためのポスターなどの掲示を行います。特に、多くの人の目に入る場所（出入口、掲示板など）や感染リスクの高い場所（トイレ、手洗い場など）に掲示します。	

<参考資料>

・正しい手洗いの仕方（厚生労働省） 【資料3-1】

・手指消毒の手順（国立感染症研究所） 【資料3-2】

(2) マスクの着用、咳エチケット等の実施

- ア 感染症の原因となる細菌やウイルスが口や鼻から侵入するのを防ぎます。
- イ 感染症に感染している患者の口や鼻から飛散する細菌やウイルスの量を減らします。

避難所での注意事項
咳やくしゃみが出るときは、咳エチケットを徹底します。
避難所内では全ての人が原則、マスクを着用します。
鼻と口を完全に覆うよう、正しいマスクの着用をします。
使い捨てマスクは、原則、繰り返しでの使用はできません。やむをえず繰り返し使用する場合には、適切に消毒することが必要です。
使用したマスクを外すときには、表面に直接触れることがないように十分に注意が必要です。

<参考資料>

- ・咳エチケットで感染症予防（厚生労働省） 【資料3-3】
- ・マスクの着け方・外し方（総務省消防庁） 【資料3-4】

(3) 清掃・消毒の実施

多くの人々が利用する避難所は、衛生環境が悪くなりやすいため、定期的に消毒・清掃を行い、感染症の原因となる細菌やウイルスを除去します。

避難所での注意事項	手袋の使用上の注意
避難所の清掃・消毒はなるべく多くの回数を実施するのがよいとされるため1日3回以上は時間を決めて清掃・消毒を行います。	① 手袋は、原則使い捨てです。やむを得ず繰り返し使用する場合は、適切に消毒を行い、破損がないことを確認します。
トイレ、出入口、ドアノブや手すりなど、多くの人々が触れる場所は、頻回に清掃・消毒を行います。	② 手袋を使用する前は、破損（穴が開いていないか等）がないかを確認し、隙間ができないよう正しく着用することが必要です。
消毒の場所に応じた消毒液を準備して使用します。	③ 使用した手袋の表面には、細菌やウイルスに汚染されています。手袋を外すときが最も感染しやすいため、表面に触れないよう十分注意をして、正しい外し方を徹底してください。
各世帯の避難スペースは、各自で清掃・消毒を行います。	④ 手袋、マスク等の脱衣後は、必ず手指消毒か流水で手洗いをを行います。
通路や出入り口などの共有スペース、トイレや手洗いの清掃・消毒は避難者を中心に関係者が協力して行います。	

<参考資料>

- 消毒液の作り方（厚生労働省） 【資料3-5】
- トイレの清掃の仕方 【資料3-6】
- 手袋の付け方・外し方（総務省消防庁） 【資料3-7】

(4) 換気の実施

三密（密閉・密集・密接）を防ぐとともに、細菌やウイルスが空気中に留まらないよう、常時又は定期的な空気の入替えを行うことが重要です。

避難所での注意事項
窓及び扉を開放し、常時又は定期的な換気を行います。
扇風機を使用する等、避難所内の空気の循環をよくします。
夏場、冬場など冷暖房使用時や、やむを得ず常時換気ができない場合は、最低でも「30分に1回の換気実施」をルールと定め、定期的に換気を行います。
症状がある避難者専用ゾーンは、換気できるスペースを準備します。

(5) 食事・物資の配布

食事や物資の配布時には、配布場所に避難者が密集する可能性が高いため、密集を避ける工夫が必要です。また、食品や物資を介して感染が広がることも想定されるため、食品や物資が細菌やウイルスに汚染しないよう保管するとともに、配布方法を工夫する必要があります。

避難所での注意事項
食品等を保管する場所は、常に清潔に保ち、保存方法や賞味期限の管理を行います。
食品等を置く場所やテーブル等は、事前にアルコール消毒液等で拭いておきます。
配布場所には手指消毒液を設置します。
食品等は、手渡しにせず、机に並べているものを避難者自身が取るようにします。
食事や物資の管理や配布担当者は、手袋とマスクを着用します。
食事の提供は、使い捨て容器を使用し、配膳から1時間以内に消費します。
個包装ではない食品を自宅等に持ち帰ることは避けます。

(6) ごみの処分

ごみは、細菌やウイルスを媒介するハエや蚊などの発生源となりますので適切に管理することが必要です。

避難所での注意事項
各世帯から出るごみは、世帯ごとに小～中のごみ袋に入れ口を縛り、避難所の共同のごみ箱に捨てます。
使用したマスクや鼻かみティッシュ等は、必ずごみ袋に入れます。ごみ箱に捨てるときは、袋を二重にするか、蓋付きのごみ箱に捨てます。
紙おむつ等の廃棄のために、蓋付きの専用ごみ箱を設置します。
ごみ収集の際は、必ず手袋及びサージカルマスクを着用し、感染予防に十分配慮します。

症状がある避難者の廃棄物の取り扱い
ごみ箱は、足踏み式ごみ箱・蓋付きの専用のごみ箱にします。
個人単位でごみ袋を配布し、口を閉じて専用のごみ箱に破棄します。

<参考資料>

ごみの捨て方（環境省） 【資料3-8】

(7) 発熱、咳等の症状がある避難者が発生した場合の避難所内のゾーニング

発熱、咳等の症状がある避難者が発生した場合には、施設内をゾーニングする必要があります。

避難所での注意事項
色テープなどを床に貼り、ゾーンの区別が目で見分けるように表示します。
建物の2階と3階で区別するなど、分かりやすいゾーニングを行います。
症状者専用ゾーン内は、飛沫による感染を防ぐため簡易テントやパーティション等を設置します。
症状者専用のトイレが確保できない場合は、仮設トイレ又は簡易トイレで対応します。
症状者専用ゾーンに立ち入る担当者等は、最小限にとどめ、必ずマスク、手袋、ガウンを着用し、感染予防を徹底します。
症状者専用ゾーンに立ち入った職員がマスクや手袋を脱衣する場所を設け、脱衣後は、手指消毒を必ず行います。
ゾーニングによる差別や偏見が生まれないよう避難者に理解を求めるよう努めます。

IV 指定避難所以外の避難施設の確保

- (1) 発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、指定避難所以外の公共施設を新たな避難所（別表1）として開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図ります。
- (2) 町内自治会に対し、一時的に地区集会所を避難所として開設することについて協力を求めます。開設の際は、本マニュアルを参考として感染症予防や感染拡大防止に取り組むよう依頼します。
- (3) 災害時応援協定の締結先事業者に対し、一時的に避難所として施設の利用を求めます。開設の際は、本マニュアルを参考として感染症予防や感染拡大防止に取り組むよう依頼します。

別表1（指定外避難所）

	施 設 名	所 在 地
1	松前総合文化センター	伊予郡松前町大字筒井 633 番地
2	松前町東公民館	伊予郡松前町大字神崎 210 番地
3	松前町西公民館	伊予郡松前町大字北黒田 966 番地 2
4	松前町北公民館	伊予郡松前町大字昌農内 456 番地 1

(指定避難所)

	施 設 名	所 在 地
1	松前小学校	伊予郡松前町大字筒井 1175 番地
2	松前中学校	伊予郡松前町大字浜 963 番地
3	北伊予小学校(放課後児童クラブ含む)	伊予郡松前町大字神崎 226 番地
4	北伊予中学校	伊予郡松前町大字神崎 415 番地 1
5	岡田小学校(放課後児童クラブ含む)	伊予郡松前町大字西高柳 156 番地
6	岡田中学校	伊予郡松前町大字昌農内 443 番地 1
7	伊予高校	伊予郡松前町大字北黒田 119 番地 2
8	松前町国体記念ホッケー公園	伊予郡松前町大字鶴吉 118 番地 1
9	松前公園	伊予郡松前町大字筒井 638 番地

様式

避難者名簿（様式1）

入所年月日		年	月	日	居住グループ		グループ	
ふりがな 世帯主の氏名					性別			
					年齢			
資格・特技								
住所								
電話番号					携帯番号			
緊急連絡先 ※必ず記入し てください	氏名							
	住所							
	電話番号							
家族構成	氏名	資格・特技	続柄	性別	年齢	発熱・体調不良		
							体温	
							無・有	
							℃	
							無・有	
							℃	
							無・有	
							℃	
避難者名簿の掲示・公開※1								
同意する ・ 同意しない								
<p>その他、特に申告する必要があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体温が37.5° を超える者がいる（発熱） ・ のどの痛み、せき、強いだるさ、息苦しさがある者がいる（体調不良） ・ 持病がある（糖尿病 心不全 呼吸器疾患等） ・ 免疫抑制剤や抗がん剤を用いている ・ 妊娠中である 								
						計	人	

避難所入所時 健康チェックリスト

氏名： _____

●あてはまるものにチェックをしてください。

質問A

1	<input type="checkbox"/>	65歳以上である
2	<input type="checkbox"/>	持病がある → 糖尿病 心不全 呼吸器疾患等
3	<input type="checkbox"/>	透析を受けている
4	<input type="checkbox"/>	免疫抑制剤や抗がん剤を用いている
5	<input type="checkbox"/>	乳幼児である（0歳～小学校就学まで）
6	<input type="checkbox"/>	妊娠中である

質問B

1	/	現在の体温 _____ °C
2	<input type="checkbox"/>	強いだるさがある
3	<input type="checkbox"/>	息苦しさがある
4	<input type="checkbox"/>	発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている
5	<input type="checkbox"/>	においや味を感じにくい
6	<input type="checkbox"/>	嘔吐または下痢がある
7	<input type="checkbox"/>	過去14日以内に、新型コロナウイルス感染患者との接触があった
8	<input type="checkbox"/>	過去14日以内に、新型コロナウイルス感染症の流行地域に行った

感染症対策のチェックリスト

令和 年 月 日

分類	チェック項目	結果	
環境	ライフラインの確保ができています		ガス/電気/水道/電話
	床清掃ができています		回/日 チェック体制:有・無
	共有部分(特にトイレや洗面場所などの水回り)の清掃・消毒ができています		回/日 チェック体制:有・無 トイレ状況:仮設/常設
	ドアノブや手すり等の多くの人が触れる場所の消毒ができています		
	避難所の出入口や各部屋の出入口に手指消毒用アルコールを配置しています		
	トイレや手洗い場に、液体せっけん、ペーパータオルを配置しています		
	固形石鹸、布タオルを共有していないか		
	換気をしている		常時 or 分毎
	温度・湿度に配慮しています		
	有症状者等が滞在する個室等を設けている		個室 or 専用スペース
	有症状者等専用のトイレや出入口を設けている		
	ゴミの管理が適正にできています		
	食べ物の管理が適正にできています		賞味期限の確認
物品	手洗い用液体石鹸		
	ペーパータオル		
	手指消毒用アルコール		
	マスク		
	体温計		非接触型
	次亜塩素酸ナトリウム(ハイター)		
	使い捨て手袋		
	ゴミ袋		
啓発	手洗い、うがいの励行を呼び掛けている		
	咳エチケットの実施を呼び掛けている		
	マスクの着用を呼び掛けている		
	環境整備・清掃・消毒を呼び掛けている		
	体調がすぐれない場合に申し出るよう呼び掛けている		
情報収集	避難者名簿の登録を確実にしている		
	避難者の受付時に体温測定、健康チェックを実施している		
	定期的に、避難者の体温測定、健康チェックを実施している		
	避難者の健康管理の実施状況を災害対策本部に報告している		
引継事項	不足物品()		
	要準備の掲示物・物品()		

健康管理チェックリスト

氏名 _____

- 毎朝、体温を測定して記入してください。
- こまめな手洗いを行い、咳エチケットを守りましょう。
- 以下の場合は、必ず避難所担当職員等に申し出てください。
 - ・発熱
 - ・喉の痛みがある。
 - ・咳が長引いている（1週間前後）。
 - ・強いだるさ（倦怠感）がある。
 - ・息苦しさ（呼吸困難）がある。

避難所入所時

日付	/	/	/	/	/	/	/
時間	:	:	:	:	:	:	:
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
喉の痛み	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
咳	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
強いだるさ	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
息苦しさ	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有

日付	/	/	/	/	/	/	/
時間	:	:	:	:	:	:	:
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
喉の痛み	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
咳	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
強いだるさ	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
息苦しさ	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有

【備考】

--

健康状態集計シート

年 月 日 午前・午後 時 分

避難所名
_____避難者数 名
(再掲：5歳未満 名、65歳以上 名)
_____記入者名

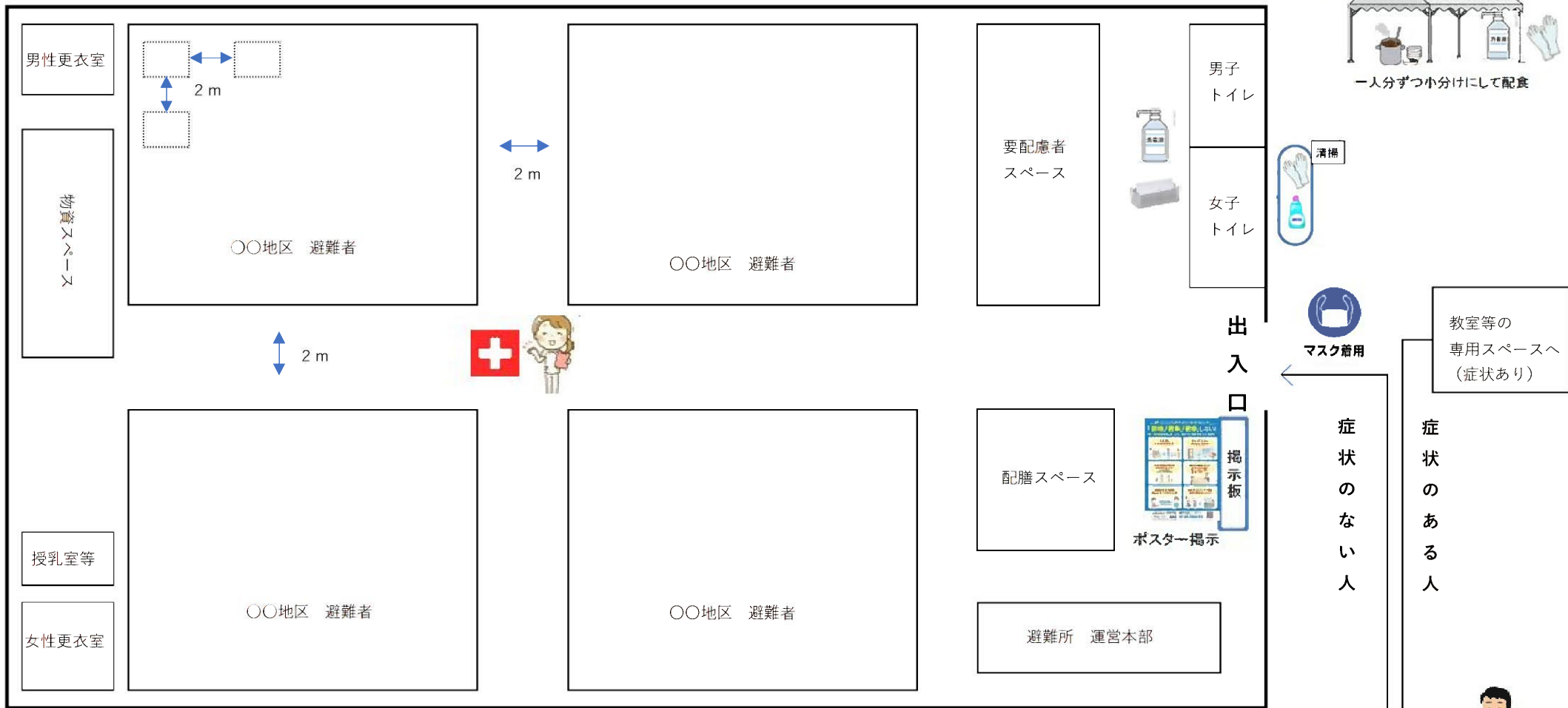
症 状	5歳未満	5歳から 65歳未満	65歳以上
①発熱	人	人	人
②味覚や嗅覚の異常	人	人	人
③咳、喉の痛み、くしゃみ	人	人	人
④倦怠感、体の痛み	人	人	人
⑤吐き気、嘔吐、下痢	人	人	人
⑥その他の症状	人	人	人

避難者の健康状態を把握することにより、感染症のまん延をいち早く察知することが感染拡大を食い止めることにつながります。

上記のような症状がある避難者については、教室等の専用スペースに誘導し、災害対策本部に連絡を入れ指示を受けます。

資料

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト例（学校）



- ①持参して頂きたいもの
- ・体温計 ・マスク ・アルコール消毒液
 - ・スリッパ ・ゴミ袋など

- ②受付時のチェック
- ・2mのソーシャルディスタンス ・体温測定
 - ・健康チェックシート、避難者名簿を記入



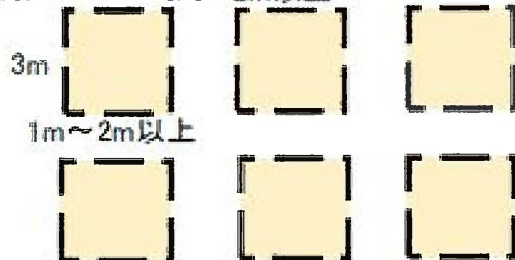
- ③受付での対応
- ・症状なし→（居住スペースへ割付）
 - ・症状あり→（教室等の専用スペースへ誘導）
（対策本部へ連絡）

健康な者の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

- 体育館のような広い空間において、健康な者が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テーブル等による区画表示

(例) 3m 1m~2m以上

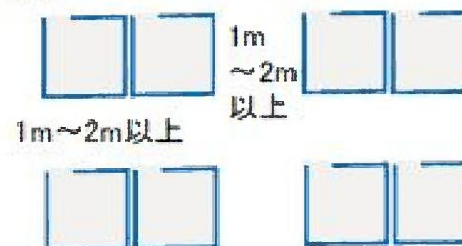


- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける

※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

テントを利用した場合

(例)



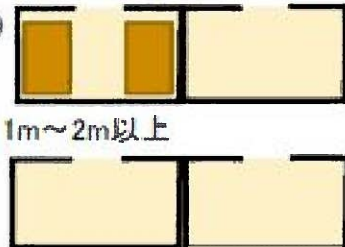
- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策に十分注意することが必要



パーティションを利用した場合

○ 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

(例)

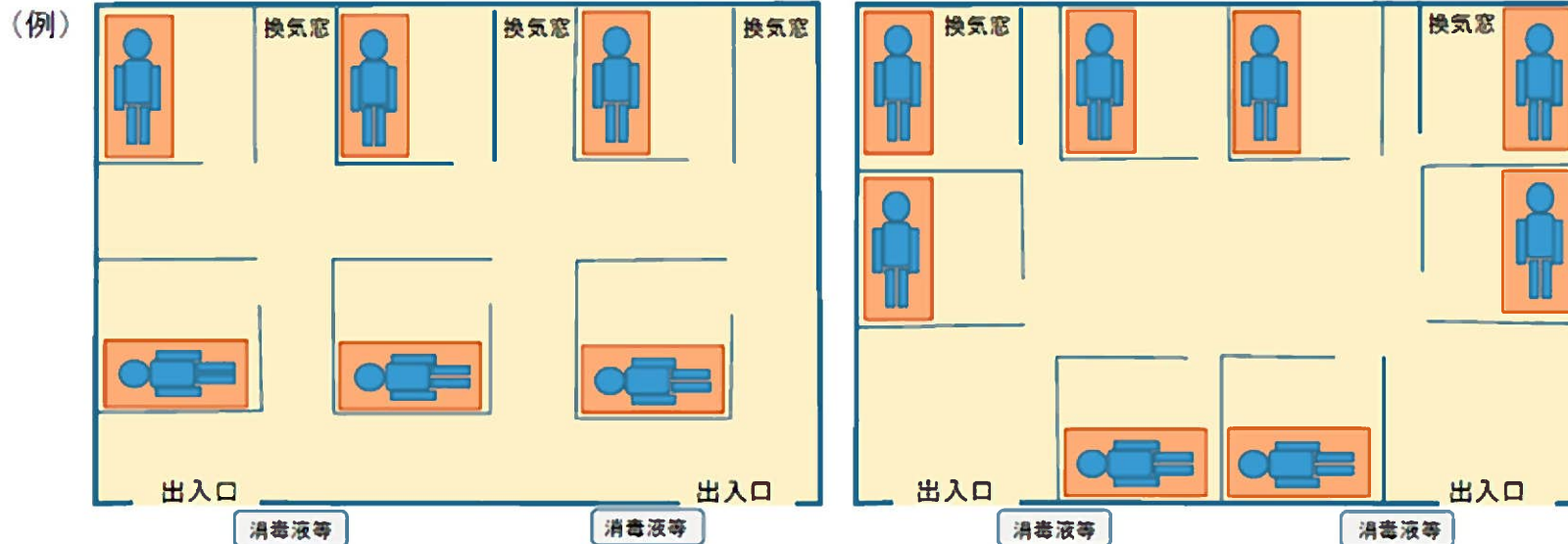


※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

- 発熱・咳等のある者は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
 - 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。
- ※濃厚接触者は、発熱・咳等のある者より優先して個室管理とする。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

出典：内閣府 R2.5.21 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について

ひなんじょ かんせんよぼうたいさく 避難所の感染予防対策について

しんがた かんせんかくだい けねん
新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています。

ひなんじょない かんせんよぼうたいさく きょうりよく ねが
避難所内の感染予防対策について、ご協力をお願いいた
します。

こじん おこな かんせんよぼう ○個人が行う感染予防

- ひなんじょ かのう かげ つ
避難所では、可能な限りマスクを着けましょう。
- ひなんじょ かくへや でい しゅししょうどく
避難所や各部屋に出入りする時は、手指消毒をしましょう。
- てあら せき じっし てってい
こまめな手洗い、咳エチケットの実施を徹底しましょう。
- た ひなんしゃ きより じゅうぶん たも
他の避難者との距離を十分に保ちましょう。
- たいちよう かた ひなんじょ もう で
体調がすぐれない方は、避難所スタッフに申し出ましょう。
- きよじゅう せいそう しょうどく かくじ おこな
居住スペースの清掃・消毒は各自で行いましょう。

ひなんじょない おこな かんせんよぼう ○避難所内で行う感染予防

- かんき おこな まど と かいほう
換気を行うため、窓や戸は開放します。
- ていきてき ひなんじょ せいそう しょうどく おこな
定期的に避難所の清掃や消毒を行います。
- はつねつ せき げり おうとどう しょうじよう かた せんよう
発熱や咳、下痢や嘔吐等の症状がある方は専用スペース
とう いどう
等に移動していただきます。

感染症対策へのご協力をおねがいします

！手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



2 手の甲をのぼすようにこすります。



3 指先・爪の間を念入りにこすります。



4 指の間を洗います。



5 親指と手のひらをねじり洗いします。



6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



厚労省

検索



手洗いで感染症予防

手指消毒薬



流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用しましょう。

画像出典：厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.htm>)

手指消毒の手順

出典：「日本環境感染学会教育ツールVer.3.1より引用」

- 1 消毒薬約3mLを手のひらに取ります(ポンプを1回押すと霧状に約3mLでます)。
- 2 初めに両手の指先に消毒薬をすりこみます。
- 3 次に手のひらによくすりこみます。
- 4 手の甲にもすりこんでください。
- 5 指の間にもすりこみます。
- 6 親指にもすりこみます。
- 7 手首も忘れずにすりこみます。乾燥するまでよくすりこんでください。

指先から消毒するのがポイントです。

とくに
食事前や調理前、
トイレ使用後には
手洗いを！



感染症対策へのご協力をおねがいします

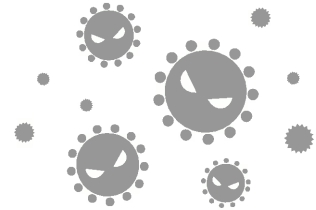
咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

■ほかの人にうつさないために

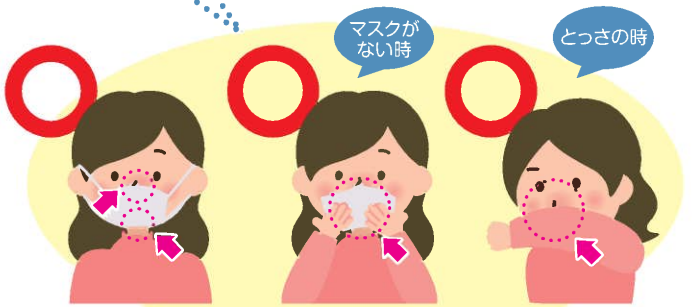
くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・**マスク**を着用します。
- ・ティッシュなどで**鼻と口を覆います**。
- ・とっさの時は**袖や上着の内側で覆います**。
- ・周囲の人から**なるべく離れます**。



3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

マスクがない時
ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

とっさの時
袖で口・鼻を覆う



何もしずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う

2 ゴムひもを
耳にかける

3 隙間がないよう
鼻まで覆う



厚労省 検索



サージカルマスクの着脱方法



新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



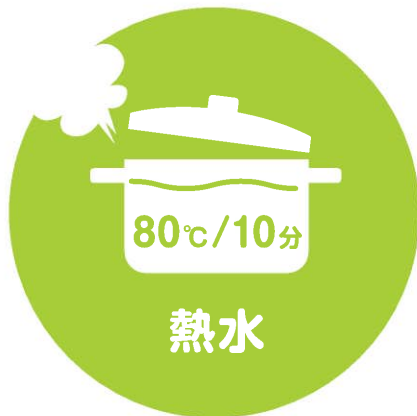
手洗いを丁寧に行うことで、
十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を
使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10 秒もみ洗い後 流水で 15 秒すすぐ	1 回	約 0.01% (数百個)
	2 回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に
10分間さらすと消毒ができます。
火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、
拭くと消毒ができます。
ハイター、ブリーチなど。
裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、
取り扱いには十分注意が必要です。
※必ず製品の注意事項をご確認ください。
※金属は腐食することがあります。

参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】

- ・換気をしてください。
- ・家事用手袋を着用してください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。
- ・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

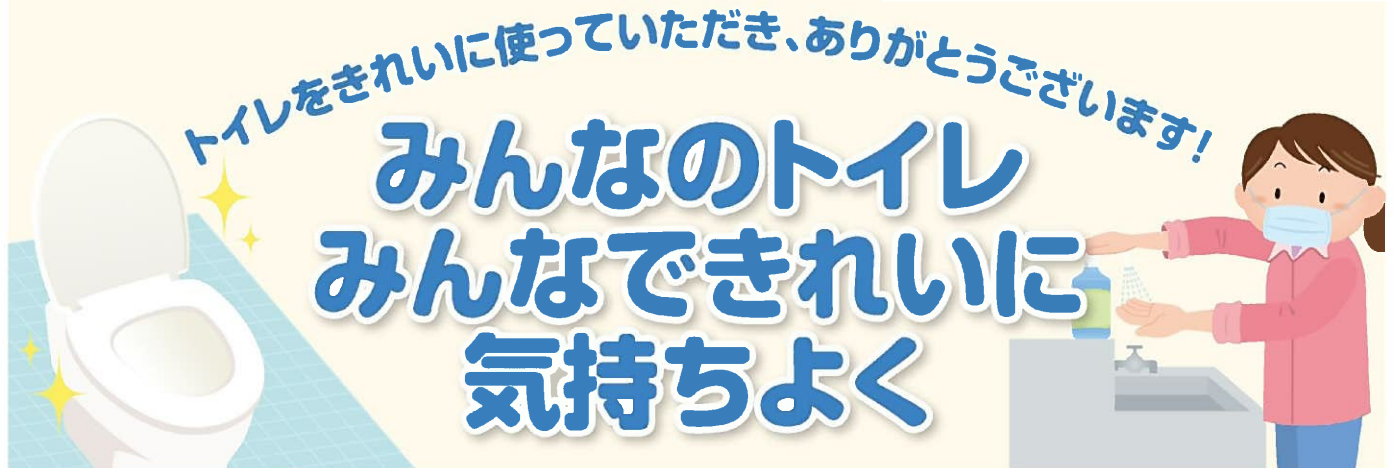
以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水1Lに本商品25mL(商品付属のキャップ1杯) [※] <small>※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)が目安です。</small>
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)
西友/サニー/ リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水1Lに本商品12mL(商品付属のキャップ1/2杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。



トイレ前には、速乾性アルコール手指消毒薬を設置して、手指衛生を行いましょう。

用意する物 使い捨て手袋・ゴム手袋、マスク、ほうき、ちりとり、バケツ、トイレタワシ、消毒薬(ハイターなど)、トイレ掃除シート・新聞紙や布等、ゴミ袋

清掃手順

- 1 マスクと使い捨て手袋(ゴム手袋^{※1})を着用する
- 2 トイレのドアを開け、風通しを良くする
- 3 ほうきで床をはく
- 4 汚物の入ったゴミ袋を交換する
- 5 バケツの水で消毒薬(ハイター等)を希釈する。[ハイターの場合はバケツの水1杯(約5ℓ)にキャップ4杯位(約20cc)]
- 6 ドアノブ、手すり、水洗レバー、タンク、フタ、便座、便器の外側、タイル(床)等の順で、消毒薬を薄めた布等をひたし、しっかりしぼってからふく^{※2}
- 7 複数のトイレの掃除を行う際は、各々の環境を清掃してから、便器の清掃をまとめて行う。
- 8 便器の内側は、消毒薬^{※3}(トイレハイター、ドメスト、サンポールなど原液)をかけ、2~3分後にこすらずに水で流す(汚れには、トイレタワシ等を用いる)
- 9 手袋をはずし、なくなっているトイレットペーパーを補充する
- 10 清掃が終わったら、手洗い^{※4}をする



※1 消毒薬の原液やタワシ・ブラシなどを用いる際には、厚手のゴム手袋が望ましい。

※2 清掃時に使う布や紙は、便器と、その他の清潔部位は分けて使うこと。

※3 塩素系消毒薬(トイレハイター、ドメスト)、塩酸系消毒薬(サンポール)などがある。

※4 水道が復旧していない場合には、速乾性アルコール消毒薬を用いる。



消毒薬を使う際の注意

1. 有毒ガスが発生するため、酸と塩素系は決して混ぜて使用しないこと。
2. 消毒薬を希釈するペットボトルは専用と明記し、誤って飲むことがないように注意する。

手袋のつけ方



手袋の外し方



※オレンジハザードとは、感染性廃棄物専用箱のことをいう。

新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『**ごみの捨て方**』に沿って、

「**ごみに直接触れない**」「**ごみ袋はしっかりしばって封をする**」そして「**ごみを捨てた後は手を洗う**」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせませず。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばって封をしましょう。



②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりしばります。



③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

- 『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。



参 考

新型コロナウイルスの感染が疑われる場合の対応

*新型コロナウイルス感染症が疑われる方を適切に医療へつなぎ、感染者の重症化の防止と、避難所等での感染拡大を防止するために、次の手順により対応

対応手順

- 体調不良者を「専用スペース」へ誘導
- 下記の相談・受診の目安を参考に、「帰国者・接触者相談センター」へ電話相談
 - ・相談は本人または家族等、状況がわかる者が行うのが望ましいが、難しい場合は、避難所等の担当者や巡回の保健師等が対応
 - ・新型コロナウイルス感染が疑われる場合には、相談センターが受診する医療機関を調整
- 医療機関の受診までの間は、「専用スペース」で待機
 - マスク着用、可能な限り人との接触を避ける 等
- 医療機関への受診は、本人または家族等で対応するのが望ましい

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

★少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください★

☆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある

☆重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

重症化しやすい方とは：高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

※詳細は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を参照

参考:帰国者・接触者相談センターへ相談する際に手元にあるとよい情報

主症状（どんな症状がいつからあるか）、基礎疾患の有無、家族状況・行動歴暴露歴

- ① 新型コロナウイルス感染症であることが確定した方と接触はあるか
- ② 発症から2週間以内に、流行地域に渡航又は居住していた、または、流行地域に渡航または居住していた方との接触歴の有無

参考:新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で相談

2. 帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）
 - ☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
 - ☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）
- 相談は、帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります。）の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

※なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

3. 医療機関にかかる時のお願い

- 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。